

**ウォーターサーバーを解約しないで放置。弁護士から請求が！
受任通知が届き、残債を一括請求！**

事例

1年前、電話勧誘で「健康な水が無料で自宅に届く」と勧誘されウォーターサーバーを設置。3週間ごとに水が定期宅配される契約をした。無料と聞いていたが初回から水代が着払いで請求され支払った。半年間、定期購入していたが水が余ってしまい、水を受け取り拒否した。事業者からハガキが届いていたが無視していたら、弁護士事務所から圧着ハガキで重要な内容「受任通知兼請求書」が届き、6万9千円払えと書かれている、困った。(20歳代 男性)



アドバイス

- 電話勧誘以外にも、ショッピングモール等の店舗内に設置された特設ブースで勧められ、ウォーターサーバーの契約をした事例もあります。
- よさそうに思えても、自宅に設置、水の交換が一人で出来るのか等、実際に管理・取り扱いが本当に必要かどうかを契約前によく考えましょう。
- ウォーターサーバーのレンタル契約は、契約期間が複数年と定められていたり、中途解約すると解約料が発生したりするので注意が必要です。
- 契約する際は、管理・取り扱い方法だけではなく、契約金額や解約条件等、契約内容をよく確認しましょう。
- 場合によってはクーリング・オフを行うことができます。困ったときは、名寄市消費生活センター等にご相談ください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

